

居住支援法人が活用できる補助金等の一例【個票】

令和２年４月１日時点

属性	番号	名称	実施主体	概要	対象団体	居住支援法人の活用	補助対象経費項目	補助率/上限額	注記	参考URL
A 要 配 慮 者 全 般	A1	共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（うち、居住支援協議会等活動支援事業）	国土交通省住宅局 安心居住推進課	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅等）への円滑な入居を促進するため、 居住支援法人 による住宅確保要配慮者の入居円滑化の 取り組み等を支援 する。	<応募者要件（令和元年度の場合）> ・住宅確保要配慮者居住支援法人であること ・居住支援協議会等と連携していること ・常設の窓口を既に設置していること ・中長期的な目的や年度目標を定めており、補助金の活用目的との関係性が明確であること	①法人は基本的に活用可	居住支援法人が行う住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動に係る経費（人件費・賃金、旅費交通費、需用費（消耗品、印刷製本費等）、報償費、役務費（通信運搬費、広告宣伝費等）、委託費、リース料、会場費等）	【補助率】定額（10/10） 【補助限度額】1,000万円/法人等（なお、外国人の入居の円滑化に係る活動を行う場合は1,200万円/法人）	【令和２年度予算】 共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業：10.5億円の内数 居住支援法人として指定を受けたエリア内での活動であること	http://snj-sw.jp/ksk/
	A2	共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（うち、居住支援協議会等活動支援事業）	国土交通省住宅局 安心居住推進課	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅等）への円滑な入居を促進するため、 居住支援協議会 による住宅確保要配慮者の入居円滑化の 取り組み等を支援 する。	<応募者要件（令和元年度の場合）> 居住支援協議会または居住支援協議会設立準備会 （地方公共団体が応募団体の構成員となっていること）	⑤その他	居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動に係る経費（人件費・賃金、旅費交通費、需用費（消耗品、印刷製本費等）、報償費、役務費（通信運搬費、広告宣伝費等）、委託費、リース料、会場費等）	【補助率】定額（10/10） 【補助限度額】1,000万円/協議会等（なお、外国人の入居の円滑化に係る活動を行う場合1,200万円/協議会）	【令和２年度予算】 共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業：10.5億円の内数	https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html
	A3	スマートウェルネス住宅等推進事業（うち、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業）	国土交通省住宅局 安心居住推進課	住宅確保要配慮者専用の住宅 に係る 改修費用に対して補助 を行う。	大家等	②場合によっては法人が活用可	①共同居住用住居に用途変更するための改修・間取り変更、 ②バリアフリー改修（外構部分のバリアフリー化を含む）、 ③防火・消火対策工事、 ④子育て世帯対応改修、 ⑤耐震改修、 ⑥居住のために最低限必要と認められた工事（従前賃貸住宅を除く）、 ⑦居住支援協議会等が必要と認める改修工事 ※ 上記工事に係る調査設計計画（インスペクションを含む）も補助対象	【補助率】 1 / 3 【補助限度額】 50万円／戸 ※左セルの ①②③④⑤を実施する場合、補助限度額を50万円／戸加算	【令和２年度予算】 スマートウェルネス住宅等推進事業：250億円の内数 【入居対象者】 ・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等 ・低額所得者（月収15.8万円（収入分位25％）以下） ・被災者世帯 等 【家賃】 公営住宅に準じた家賃の額以下であること（75㎡以上の一戸建て、長屋建てはその1.5倍以内の額） 【その他主な要件】 ・要配慮者専用住宅としての管理期間が10年以上であること ・情報提供やあっせんなど居住支援協議会等との連携が図られていること	http://snj-sw.jp/

居住支援法人が活用できる補助金等の一例【個票】

令和2年4月1日時点

属性	番号	名称	実施主体	概要	対象団体	居住支援法人の活用	補助対象経費項目	補助率/上限額	注記	参考URL
A 要 配 慮 者 全 般	A4	社会資本整備総合交付金（うち、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業）	国土交通省住宅局 住宅総合整備課、 地方公共団体	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に係る改修費用に対して補助を行う。	大家等	②場合 によ つては法 人が活 用可	①共同居住用住居に用途変更するための改修・間取り変更、 ②バリアフリー改修（外構部分のバリアフリー化を含む）、 ③防火・消火対策工事、 ④子育て世帯対応改修、 ⑤耐震改修、 ⑥居住のために最低限必要と認められた工事（従前賃貸住宅を除く）、 ⑦居住支援協議会等が必要と認める改修工事 ※ 上記工事に係る調査設計計画（インスペクションを含む）も補助対象	【補助率】国1/3＋地方1/3 【補助限度額】50万円／戸（国費限度額） ※左セルの①②③④⑤を実施する場合、補助限度額を50万円／戸加算	【令和2年度予算】 社会資本整備総合交付金等の内数 【入居対象者】 ・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等（月収38.7万円（収入分位70%）以下） ・低額所得者（月収15.8万円（収入分位25%）以下） ・被災者世帯 等 【家賃】 近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない額であること。 【その他主な要件】 ・要配慮者専用住宅としての管理期間が10年以上であること ・情報提供やあっせんなど居住支援協議会等との連携が図られていること	－
	A5	公的賃貸住宅家賃対策補助（うち、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃低廉化に係る補助）	国土交通省住宅局 住宅総合整備課、 地方公共団体	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅について、家賃の低廉化に係る費用に対して補助を行う。	大家等	②場合 によ つては法 人が活 用可	家賃低廉化に係る費用	【補助率】国1／2＋地方1／2 【補助限度額】2万円／戸・月（国費限度額） ※ 家賃と保証料に係る支援は、合計して24万円／戸・年を限度として併用可能	【令和2年度予算】 公的賃貸住宅家賃対策補助：110.91億円の内数 【低廉化対象世帯】 月収15.8万円（収入分位25%）以下の世帯 ※生活保護（住宅扶助）及び生活困窮者自立支援制度（住居確保給付金）を受給している世帯を除く 【低廉化前の家賃】 近傍同種家賃と均衡を失しないこと 【支援期間】 管理開始から原則10年以内等 ※ただし、同一入居者への補助の総額が国費で240万円を超えない場合は、最長20年間 【その他の要件】 ・高齢者を対象とする場合、高齢者居住安定確保計画等において、対象とする高齢者の考え方及び対象者数を明示すること ・同一世帯について3年を超えて家賃低廉化を行う場合、住宅確保要配慮者居住支援協議会等が3年ごとに当該世帯の家賃低廉化の継続必要性の審査を行うこと	－
	A6	公的賃貸住宅家賃対策補助（うち、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃債務保証料の低廉化に係る補助）	国土交通省住宅局 住宅総合整備課、 地方公共団体	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅について、家賃債務保証料の低廉化に係る費用に対して補助を行う。	家賃債務保証会社等	②場合 によ つては法 人が活 用可	家賃債務保証料の低廉化に係る費用	【補助率】国1／2＋地方1／2 【補助限度額】3万円／戸・年（国費限度額） ※ 家賃と保証料に係る支援は、合計して24万円／戸・年を限度として併用可能	【令和2年度予算】 公的賃貸住宅家賃対策補助：110.91億円の内数 【低廉化対象世帯】 月収15.8万円（収入分位25%）以下の世帯	－
	A7	民間賃貸住宅計画修繕普及事業（うち、効果等検証事業）	国土交通省住宅局 住宅総合整備課 賃貸住宅対策室	セーフティネット住宅の計画的な維持管理による安定的なセーフティネット住宅の確保に向け、セーフティネット住宅における建物診断及び長期修繕計画の策定に係る費用を補助	セーフティネット住宅の所有者 セーフティネット住宅の所有者から委託を受けて管理業務を行う事業者（賃貸住宅管理業者、サブリース業者）、修繕業務を行う事業者又は設計コンサル業務を行う事業者（その受託業務に長期修繕計画の策定が含まれる者に限る。）	②場合 によ つては法 人が活 用可	セーフティネット住宅における建物診断及び長期修繕計画の策定に係る費用	【補助率】定額 【補助限度額】補助事業に要する経費と100万円のいずれか低い額		https://www.mlit.go.jp/common/00_1338709.pdf

居住支援法人が活用できる補助金等の一例【個票】

令和2年4月1日時点

属性	番号	名称	実施主体	概要	対象団体	居住支援法人の活用	補助対象経費項目	補助率/上限額	注記	参考URL
A 要 配 慮 者 全 般	A8	生活福祉資金貸付制度 （総合支援資金：住宅入居費）	都道府県社会福祉協議会 （厚生労働省社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室）	生活福祉資金貸付制度は低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。 その資金種別の一つに、総合支援資金（住宅入居費）があり、 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用の貸付 を行う。	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	④住宅確保要配慮者が活用可	住宅入居費：敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	【貸付限度額】 4 0 万円以内 【据置期間】 貸付けの日から6 月以内 【償還期限】 据置期間経過後10年以内 【貸付利子】 連帯保証人ありの場合は無利子、連帯保証人なしの場合は年1.5 % 【連帯保証人】 原則必要（ただし、連帯保証人なしでも貸付可）	貸付けに際しては、原則として法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していることが要件	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsushikin1/index.html
	A9	各都道府県・市町村の社会福祉協議会による各種助成金	各都道府県・市町村の社会福祉協議会	各都道府県・市町村の社会福祉協議会によって、条例や基金等を制定・設立し、要件を定めて 社会福祉法人やNPO等へ独自に助成 する各種制度。	各都道府県・市町村によって異なる	⑤その他	各都道府県・市町村によって異なる	各都道府県・市町村によって異なる		例)高知県福祉活動支援基金 http://www.kochiken-shakyo.or.jp/document/?group=grp73
	A10	支援付住宅建設・人材育成事業	公益財団法人 パブリックリソース財団 ※「休眠預金等活用法」に基づく資金分配団体	無料低額宿泊所の新基準対応の改築・建替え費用を助成 すると同時に、質の高い生活支援人材の育成を通じ、 「住まい」と「生活支援」をセットで提供するソーシャルビジネスのビジネスモデルを構築 する。低所得の単身高齢者、障がい、精神疾患・認知症など地域や家族から孤立し、既存制度や福祉・医療から疎外され、住まいを確保しにくい人の居住の受け皿を提供し、超高齢社会の住宅セーフティネットの構築を目指す	「住まい」と「生活支援」をセットで提供する非営利組織の団体	②場合によっては法人が活用可	施設整備費及び人材育成費	【助成期間】 3年間の継続助成 【補助率】 80 % 【上限額】 施設整備費は4,500万円、人材育成費は1年あたり350万円	【2020年度事業費】 64,619,440円	https://www.janpi.a.or.jp/koubo/
	A11	市民社会強化活動支援事業	認定特定非営利活動法人まちぱっと ※「休眠預金等活用法」に基づく資金分配団体	①社会貢献、②先駆性、③発展性、④地域コミュニティの4つを特に注視して、 『草の根』的に活動する全国の団体を対象に助成 による活動支援とともに、公開選考会や報告交流会の開催などにより関係団体による連携、協力し、地域社会の強化を図る	様々な生活課題を抱えた人、その支援者・団体	②場合によっては法人が活用可	未定	未定	【2020年度事業費】 21,904,000円	https://www.janpi.a.or.jp/koubo/
	A12	年賀寄付金による社会貢献事業助成	日本郵便株式会社	国民の福祉増進を目的に「寄付金付お年玉付郵便葉書」「寄付金付お年玉付郵便切手」の寄付金を、法律に定められている下記 10事業のいずれかを行う団体に配分 ・ 社会福祉の増進 を目的とする事業 ・風水害、震災等 非常災害による被災者の救助 またはこれらの災害の予防を行う事業 ・がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療または予防を行う事業 ・原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業 ・交通事故の発生もしくは水難に際しての人命の応急的な救助または交通事故の発生もしくは水難の防止を行う事業 ・文化財の保護を行う事業 ・青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業 ・健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業 ・開発途上にある海外の地域からの留学生または研修生の援護を行う事業 ・地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業	【一般枠】 社会福祉法人 更生保護法人 一般社団法人 一般財団法人 公益社団法人 公益財団法人 特定非営利活動法人 【特別枠】 上記法人に加え、営利を目的としない法人	①法人は基本的に活用可	1.活動・一般プログラム 2.活動・チャレンジプログラム 3.施設改修 4.機器購入 5.車両購入 6.特別枠（東日本大震災、平成28年熊本地震および平成30年7月豪雨災害の被災者救助・予防（復興））	1.：500万円 2.：50万円 3～6.：500万円	申請できる法人は設立登記後一年以上を経過し、直近一年間（一年間を欠けることのない）の決算報告書を有することが必要	https://www.post.japanpost.jp/notification/pressrelease/2019/00_honsa/0902_01_02.pdf

居住支援法人が活用できる補助金等の一例【個票】

令和2年4月1日時点

属性	番号	名称	実施主体	概要		対象団体	居住支援法人の活用	補助対象経費項目	補助率/上限額	注記	参考URL
A 要配慮者全般	A13	赤い羽根福祉基金	社会福祉法人中央共同募金会	地域で取り組むべき課題を明らかにしながら、 全国的な波及効果を望めるような広域的な視点もあわせもった、先駆的、モデル的な取り組み に対し助成 Ⅰ．支援事業・活動 Ⅱ．活動の基盤づくり、ネットワークづくり Ⅲ．調査・研究事業 上記Ⅰ～Ⅲに該当する事業・活動について、次の部門を設けて募集。 1． 子ども家庭支援 部門 2． 高齢者支援 部門 3． 障がい児・者支援 部門 4． 災害関連 部門 5．地域福祉部門		社会福祉・地域福祉の推進を目的とする団体で、法人格の有無は問わないが、営利事業を目的とする団体は対象外	①法人は基本的に活用可	事業に要する経費（事業にかかる人件費等の管理経費を含めることが可能）	年間1,000万円	・公的な補助や他団体による助成を受けていない経費を対象。ただし、他から助成を受けていても、経費の明確な区分が行われていれば応募可 ・助成決定後は、団体として積極的に助成による成果を発信するとともに、本会ホームページ、機関誌等への活動内容紹介へ協力すること ・作成する印刷物や看板、備品等に、「赤い羽根福祉基金」の助成事業であることを表示	https://www.akai-hane.or.jp/kikin/
	A14	赤い羽根共同募金	社会福祉法人中央共同募金会	都道府県単位で集められた募金を、 子どもたち、高齢者、障がい者などを支援する様々な福祉活動への助成 を行っている。 また、災害時には災害等準備金により支援にあたる団体等へ助成を行う。	広域配分 主に広域的な社会的課題を解決するための助成	地域福祉活動及び更生保護事業その他社会福祉を目的とする事業を行う、当該都道府県区域内で活動する団体。法人格は問わない。	①法人は基本的に活用可 ①法人は基本的に活用可	助成による活動を実施する上で必要な経費を対象とする。なお、活動に伴う管理経費も助成対象に含めることができることとするが、団体の維持・運営のための費用ではなく、あくまでも助成の対象となった活動を実施する上で必要な範囲の経費とする。	総事業費の4分の3以内		https://www.akai-hane.or.jp/bokin/how/
	A15	日本財団助成事業(通常募集)	日本財団	行政による施策や公的サービスだけでは支援の手が行き届かない複雑な社会問題に対して、海や船にかかわる事業または 社会福祉 ・文化・教育などの事業に対して助成する制度		日本国内にて次の法人格を取得している団体：一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、社会福祉法人、NPO法人（特定非営利活動法人）、任意団体（ボランティア団体など）など非営利活動・公益事業を行う団体	②場合によっては法人が活用可	臨時雇用費、諸謝金、旅費交通費、委託費 消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、広告宣伝費、事業管理費、雑費	【助成金額】事業規模に見合う適正な金額 【補助率】80％以内	年度単位で募集。募集期間は1年に一度。申請審査を経て助成金交付となる。	https://www.nippon-foundation.or.jp/grant_application/programs/common
B 高齢者・障害者	B1	地域支援事業－任意事業－地域自立生活支援事業（高齢者の安心な住まいの確保に資する事業）	厚生労働省老健局 高齢者支援課	空き家等の民間賃貸住宅や、高齢者の生活特性に配慮した公的賃貸住宅（シルバーハウジング）や、サービス付き高齢者向け住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等へ的高齢者の円滑な入居を進められるよう、これらの住宅に関する情報提供、入居に関する相談及び助言並びに不動産関係団体等との連携による入居支援等を実施するとともに、これらの住宅の入居者を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣し、関係機関・関係団体等による支援体制を構築する等、 地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行う。		市町村	③場合によっては間接的に法人が活用可	事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、扶助費	【交付率】38.5／100		地域支援事業実施要綱 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000506705.pdf 地域支援事業交付金交付要綱 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000506706.pdf

居住支援法人が活用できる補助金等の一例【個票】

令和2年4月1日時点

属性	番号	名称	実施主体	概要	対象団体	居住支援法人の活用	補助対象経費項目	補助率/上限額	注記	参考URL
B 高齢者・障害者	B2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課	精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有した上で、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（以下「包括ケアシステム」という。）の構築に資する取組を推進することを目的として、都道府県等自治体への助成を行うもの。 <事業内容>（※1は必須。2～14は都道府県等自治体の実情に応じて選択実施。） 1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 2. 普及啓発に係る事業 3. 精神障害者の家族支援に係る事業 4. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業 5. ピアサポートの活用に係る事業 6. アウトリーチ支援に係る事業 7. 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業 8. 構築推進サポーターの活用に係る事業 9. 精神医療相談に係る事業 10. 医療連携体制の構築に係る事業 11. 精神障害者の地域移行・地位定着関係職員に対する研修に係る事業 12. 入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業 13. 地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業 14. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業	都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区	③場合には間接的に法人が活用可	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業の実施に必要な報酬、賃金、社会保険料等、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、使用料、賃借料、委託料、補助金（上記の経費に限る。）（〔 〕内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	【補助率】1／2 【上限額】厚生労働大臣が必要と認めた額	・本構築推進事業の実施主体（都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区）から団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。 ・本構築推進事業の実施主体（都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区）から社会福祉法人等が実施する包括ケアシステム構築に資する事業に対し、補助することができる。 【間接補助】	https://www.mhlw.go.jp/kokoro/nation/area.html
	B3	多職種・多機関連携による地域連携体制整備事業	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課	精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、基幹的な医療機関を中心とした多職種連携を図り、地域での支援体制を整備すること並びに地域における居住確保支援及び継続的な地域生活支援について、試行的事業として実施し、精神障害者が地域生活を送る上で必要となる支援内容等を明確化する。 <事業内容>（※1～6は原則あわせて実施する） 1. 基幹的医療機関を中心とした医療支援連携体制整備 2. 住宅確保支援体制整備 3. 共同生活援助を行う住宅からそれ以外の住宅への移行支援 4. 緊急時の受け入れ・対応 5. ピアサポーターの配置 6. 事業評価検討委員会の設置	都道府県	③場合には間接的に法人が活用可	多職種・多機関連携による地域連携体制整備事業の実施に必要な報償費、報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費）、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。） 未定	【補助率】10／10 【上限額】予算の範囲内	本モデル事業の実施団体である都道府県より、事業の一部を団体等へ委託して実施することができる。	－
	B4	【障害者に対する支援】 障害福祉サービス（自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援）	市町村	<法第5条第16項 自立生活援助> 一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う。 <法第5条第20項 地域移行支援> 住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う。 <法第5条第21項 地域定着支援> 常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律法第20条に基づき市町村に申請を行い、支給決定を受けた障害者	④住宅確保要配慮者が活用可	障害福祉サービス等又は地域相談支援に要した費用	障害福祉サービス等給付量又は地域相談支援給付量の範囲内	左記は、障害者に対する支援。 なお、居住支援法人が各都道府県等から当該障害福祉サービス事業者としての指定を受けた場合は、事業の実施が可能。	－

居住支援法人が活用できる補助金等の一例【個票】

令和2年4月1日時点

属性	番号	名称	実施主体	概要		対象団体	居住支援法人の活用	補助対象経費項目	補助率/上限額	注記	参考URL
B 高 齢 者 ・ 障 害 者	B5	社会福祉振興助成事業助成金 (WAM助成)	独立行政法人福祉医療機構	政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者等が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援を行うことを目的とする。	◆地域連携活動支援事業 地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、 社会福祉諸制度の対象外のニーズ 、その他地域の様々な福祉ニーズに 対応した地域に密着した事業 (同一都道府県内) への助成	・社会福祉法人 ・医療法人 ・公益法人（公益社団法人又は公益財団法人） ・NPO法人（特定非営利活動法人） ・一般法人（法人税法上の非営利型法人の要件を満たす一般社団法人又は一般財団法人） ・その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人・団体 * 対象者の詳細の要件等は募集要領に記載	①法人は基本的に活用可	謝金 旅費（国内旅費及び外国旅費） 借料損料（会場借料含む） 家賃 備品購入費 消耗品費（燃料費、食材費及び会議費含む） 印刷製本費 通信運搬費 賃金 委託費 保険料 雑役務費 光熱水費	50万円～700万円 (助成対象事業を実施するための経費の合計額から事業に係る収入額を除いた額の範囲内)	同一の都道府県内で活動する事業であること	https://www.wam.go.jp/hp/guide-kyosei-outline-tabid-178/
				◆全国的・広域的ネットワーク活動支援事業 全国又は広域的な普及・充実等を図る ため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実させる事業への助成			①法人は基本的に活用可		50万円～900万円 (助成対象事業を実施するための経費の合計額から事業に係る収入額を除いた額の範囲内) (委員会が特に認める場合は、2,000万円の範囲内で上記助成金額を超えることができる)	二つ以上の都道府県で活動する等、支援する対象者が一つの都道府県域を超えて広域にわたる事業であること	
C 子 育 て 世 帯 ・ 児 童 養 護 施 設 退 所 者 等	B6	金融相談等活動助成事業	一般財団法人ゆうちょ財団	高齢者、大規模災害の被災者、障がいのある人等を対象とした 金融相談及び金融教育等に関する活動 を実施又は計画しているNPO法人等への助成		助成対象活動を実施又は計画しているNPO法人等（任意団体含む。営利団体除く）の団体。	①法人は基本的に活用可	活動を実施するために直接必要なもの (謝金、旅費、備品購入費、会場借料、通信運搬費、会議費、委託費、保険料等)	60万円 1イベント当たり10万円	当該年度の助成対象活動の中から、特に優れた活動に対しては、優秀活動として活動報告会での活動報告とともに表彰を実施	http://www.yu-cho-f.jp/lecture/consultation/kyotoku.html?doing_wp_cron=1569913042.1533648967742919921875
	C1	未来応援ネットワーク事業	子供の未来応援国民運動推進事務局（内閣府、文部科学省、厚生労働省、独立行政法人福祉医療機構）	民間資金からなる「子供の未来応援基金」を通じて、 草の根で支援活動を行うNPO法人等の運営基盤の強化 を行い、社会全体で 子供の貧困対策 を進める環境を整備することを目的としてNPO法人等への支援金交付を行うもの。		子供の貧困対策のための事業を行う、次の法人又は団体 ・公益法人（公益社団法人又は公益財団法人） ・NPO法人 ・一般法人（一般社団法人又は一般財団法人） ・その他ボランティア団体、町内会など非営利かつ公益に資する活動を行う法人又は任意団体	①法人は基本的に活用可	事業実施のために真に必要な経費（謝金・旅費・賃金・家賃・光熱水費・備品購入費・消耗品費・借料損料・印刷製本費・通信運搬費・委託費・雑役務費・保険料等）	【上限額】300万円	令和元年度の内容を記載しています。年度により要件等が変更となる場合がありますので、応募の際は事前に御確認ください。	https://www.wam.go.jp/hp/miraiousen4th/
	C2	母子父子寡婦福祉資金貸付金	厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課	母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき、 配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの や 母子・父子福祉団体等に対し 、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的として 各種資金の貸し付け を行うもの。		母子・父子福祉団体 ※「母子・父子福祉団体」とは、配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない男子であつて現に児童を扶養しているものの福祉又はこれに併せて寡婦の福祉を増進することを主たる目的とする営利を目的としない法人等であつて、その役員の過半数が配偶者のない女子又は配偶者のない男子であるもの等をいう。	②場合によっては法人が活用可	事業開始資金、事業継続資金	【利子】貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0％ 【償還方法】貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年	【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市	https://www.mhlw.go.jp/content/000522204.pdf

居住支援法人が活用できる補助金等の一例【個票】

令和2年4月1日時点

属性	番号	名称	実施主体	概要	対象団体	居住支援法人の活用	補助対象経費項目	補助率/上限額	注記	参考URL
C 子育て世帯・児童養護施設退所者等	C3	社会的養護自立支援事業	厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課	里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助。	都道府県・指定都市・児童相談所設置市から委託を受けた民間団体	②場合によっては法人が活用可	居住費支援	委託契約による		－
	C4	身元保証人確保対策事業	厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課	児童養護施設や婦人保護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。	都道府県等	⑤その他	身元保証人確保対策事業に必要な保険料	・就職時の身元保証年間保険料10,560円 ・賃貸住宅等の賃借時の連帯保証年間保険料19,152円 ・大学・高等学校等入学時の身元保証年間保険料10,560円		－
	C5	森村豊明会助成金	公益財団法人森村豊明会	社会奉仕の精神と志に富み、教育、学術、文化、福祉等公益性かつ実効性の高い下記の事業を行う団体へ、奨励金・奨学金を支給 ・学術及び科学技術の振興を目的とする事業 ・文化及び芸術の振興を目的とする事業 ・労働意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業 ・公衆衛生の向上を目的とする事業 ・児童または青少年の健全な育成を目的とする事業 ・教育・スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業	社会奉仕の精神と志に富み、公益性かつ実効性の高い事業を行う団体。規約・役員・経理などをはじめとする内部管理体制が整備されており、持続性のある非営利活動団体。	①法人は基本的に活用可	謝礼等事業実施に必要な経費のうち、自己資金・収入で不足する費用	2019年度は前期と後期で総額94百万円を予定。 1件当りの助成金額は上限はなく、申請事業ごとの必要性、重要性などを検討して決定。 助成金申込には、自己負担割合の規制はないが、申請者も負担すること。また、申請事業費が抑えられるよう工夫すること。 尚、過去の実績はホームページで開示しているので確認してください。	・助成対象事業終了後2ヶ月以内に事業実施報告書ならびに成果物・写真などを必ず提出 ・助成した事業については、その成果を広く社会の用に還元	http://morimura-houmeikai.jp/support/
D 生活困窮	D1	住居確保給付金	厚生労働省社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室	離職等又は給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職等と同程度の状況にあって経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、安定した住居の確保と就労自立を図るため、所要の求職活動等を条件に住居確保給付金を支給する。	福祉事務所設置自治体	④住宅確保要配慮者が活用可	賃貸住宅の家賃額	3／4 1戸あたりの住宅扶助特別基準額を上限額とする。	令和2年4月20日に制度改正した内容	－
	D2	地域居住支援事業（一時生活支援事業）	厚生労働省社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室	生活困窮者等自立支援センターや、シェルター等退所者であって、現に一定の住居を有する者や、現在の住居を喪う恐れのある者及び地域社会から孤立している者に対し、訪問による必要な情報の提供及び助言、地域社会との交流の促進、住居の確保に対する援助、生活困窮者自立支援事業を行う者その他の関係者との連絡調整その他の日常生活を営むのに必要な支援を行う。	福祉事務所設置自治体（自治体において社会福祉法人、NPO法人、民間企業等へ委託して事業を実施することが可）	②場合によっては法人が活用可	給料、職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託費、使用料及び賃借料等	2／3 自治体毎に算定された基準額を上限額とする。	一時生活支援事業の実施が必要	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/Q000059382.html
	D3	居宅生活移行総合支援事業	厚生労働省社会・援護局 保護課	一時的な宿泊施設である無料低額宿泊所や簡易宿所等からの居宅生活移行を推進するため、転居先の希望聴取、不動産業者への同行等を行うほか、退去後においても巡回や電話による見守り等地域生活定着支援を実施するなど、安定した居宅生活に向けて総合的な支援を行う。また関係機関との連携・体制の構築を図り、居宅移行支援の環境を整備する。	都道府県、指定都市、福祉事務所設置自治体	②場合によっては法人が活用可	給料、職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託費、使用料及び賃借料等	3／4 自治体毎に算定された基準額を上限額とする。		－

居住支援法人が活用できる補助金等の一例【個票】

令和2年4月1日時点

属性	番号	名称	実施主体	概要		対象団体	居住支援法人の活用	補助対象経費項目	補助率/上限額	注記	参考URL
D 生活困窮	D4	Panasonic NPO/NGOサポートファンド for SDGs【国内助成】	パナソニック株式会社	日本国内の 貧困の解消 、または貧困と関連のある問題の解消に取り組むNPO団体が、持続発展的に社会変革に取り組めるよう、その 組織基盤強化 を目的とした助成。	◆組織診断からはじめるコース 助成1年目に組織診断によって組織の優先課題とその解決の方向性を明らかにした上で、組織基盤強化計画の立案に取り組み、助成2年目以降は具体の組織課題の解決や組織運営の改善に取り組むコース	日本国内の貧困の解消、または貧困と関連のある問題の解消に向けて取り組むNPO	①法人は基本的に活用可	組織診断・組織基盤強化に必要な経費 コンサルティングに必要な経費 事業の進捗管理に必要な事務局経費	1 団体100万円（1年目） 1 団体200 万円（2 年目・3 年目） 2年目以降は要継続審査	・団体設立から3年以上 ・日本国内に事務所がある ・有給常勤スタッフが1名以上 ※財政規模1000万円以上、自主事業率 20%以上の団体を想定しているが、要件でない	https://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/citizenship/pnsf/npo_summary/2019_recruit.html
					◆組織基盤強化からはじめるコース 応募の時点で組織の優先課題とその解決の方向性が明らかとなっており、立案した組織基盤強化計画にもとづいて、助成1年目から具体の組織課題の解決や組織運営の改善に取り組むコース		①法人は基本的に活用可		1 団体200万円（1年目、2年目） 2年目は要継続審査		

※居住支援法人の活用可否について

①法人は基本的に活用可	←居住支援法人であれば基本的に活用可能なもの（細かな要件などによる対象外は除く）
②場合によっては法人が活用可	←居住支援法人がメインの対象ではないが、一定の条件を満たす場合に居住支援法人でも活用可能なもの
③場合によっては間接的に法人が活用可	←居住支援法人が直接に補助等を受けることはできないが、間接的に活用可能な場合があるもの
④住宅確保要配慮者が活用可	←居住支援法人が活用することはできないが、住宅確保要配慮者が補助をうけることができるもの
⑤その他	←上記以外のもの